

令和8年 第1回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和8年3月6日

愛知中部水道企業団議会

令和 8 年第 1 回 愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	4

第 1 号 (3月6日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
説明のために出席した者の職氏名	7
職務のために出席した職員の職氏名	8
開会の宣告	9
諸般の報告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
企業長あいさつ	10
議会運営委員会委員長の報告	11
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	12
一般質問	12
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
企業長あいさつ	30
閉会の宣告	30
署名議員	31

令和8年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月18日

愛知中部水道企業団

企業長 佐藤 有美

1 期 日 令和8年3月6日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (15名)

1番	青 木	けんじ	議員	2番	鈴 木	智 和	議員
3番	こんどう	のぶお	議員	4番	武 田	治 敏	議員
5番	岩 渕	晃 久	議員	6番	山 田	久 美	議員
7番	竹 谷	明 永	議員	8番	田 中	祐 二	議員
9番	原 口	百合子	議員	10番	富 田	えいじ	議員
11番	水 野	勝 康	議員	12番	わたなべ	さつ子	議員
13番	こう田	さとみ	議員	14番	門 原	武 志	議員
15番	加 藤	のぶひさ	議員				

不応招議員 (なし)

令和 8 年 第 1 回 愛 知 中 部 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会 一 般 質 問 一 覧 表

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
1	門原 武志 (一問一答)	<p>1 水道事業の広域化について</p> <p>2 下水道事業との一体化について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 水道事業の広域化について</p> <p>(1) 愛知県水道広域化推進プラン(2023年4月策定)では、中期的取組として「経営の一体化等を進める」とされている。一方、第3次アクアシンフォニー計画では「事業統合による広域化にとらわれず」とある。広域化の検討状況について伺う。</p> <p>(2) 昨年12月26日に設立された矢作川流域上下水道広域連携協議会には企業団が給水しているみよし市も参加した。みよし市が企業団との関係を今後どうするのか聞いていることはあるか。</p> <p>(3) 県水道広域化推進プランの「施設共同化」について伺う。</p> <p>ア 企業団は、県の施設である浄水場から給水されている。浄水場から企業団の施設まで水を運ぶ施設のうち、県の施設と企業団の施設はどのようなか。現状のようになった経緯について伺う。</p> <p>イ 施設共同化について検討課題はあるか。</p> <p>2 下水道事業との一体化について</p> <p>(1) 上下水道事業の一体化について、県からの働きかけなどはあるか。</p> <p>(2) 企業団は、管内市町の下水道料金徴収事務で連携しているが、この他にも連携していることや今後検討することはあるか。</p> <p>(3) 下水道事業との一体化についての方向性について伺う。</p>

令和 8 年 第 1 回 愛知 中部 水道 企業 団 議 会 定 例 会 議 案 質 疑 一 覧 表

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第 1 号	山田 久美	<p>議案第 1 号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律の一部改正について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>今回の第二種初任給調整手当の支給対象となる職員はおられますか。</p>
議案 第 2 号	山田 久美	<p>議案第 2 号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>第 6 条第 1 項のただし書きを加える内容について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>災害その他の場合において、企業長が他の水道事業者、又は他の水道事業者が、法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるとあるが、他地域の業者が屋内修理工事を施工した場合、本企业団への報告書等の提出はするのでしょうか。</p>
	こんどう のぶお	<p>議案第 2 号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>① 現状の指定給水装置工事事業者は何社ありますか。</p> <p>② 災害時に屋内配管工事を施工する事業はどのような想定をしていますか。</p>
議案 第 3 号	門原 武志	<p>議案第 3 号 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）について</p>

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第3号	門原 武志	《質疑事項》 国庫補助金増額の背景について 《質疑要旨》 国庫補助金増額の背景について伺う。
議案 第4号	わたなべ さつ子	議案第4号 令和8年度愛知中部水道企業団水道事業会計 予算について 《質疑事項》 配水補助管助成金制度について 《質疑要旨》 1 当初予算説明資料5ページのⅡお客様との連携の促進 に配水補助管助成金制度の継続とあるがどのようなも のですか。 2 対象となる申請件数は年間どのくらいありますか。
	こんどう のぶお	議案第4号 令和8年度愛知中部水道企業団水道事業会計 予算について 《質疑事項》 令和8年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について 《質疑要旨》 ① 令和8年度からは第3次アクアシンフォニー計画がス タートします。柔軟で持続可能な経営、将来にわたり安 定的な水道サービスを提供し続ける為に来年度の経費節 減、業務の効率化の徹底は具体的に何を行うのか。 ② 南海トラフの震度予想の変更があり来年度防災計画の 見直しがあります。豊明市は一部震度7が予想される様 です。一番のインフラである水の基幹管路等耐震管路の 更新計画の検討はしなくていいのでしょうか。 ③ みよし市の基本料金免除の理由、期間、なぜ他の自治 体と統一しないのか、企業長、副企業長での話し合いは ありましたか。 ④ 消火栓の維持管理負担金が約倍増の理由は何でしょう

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第4号	こんどう のぶお	か。 ⑤ 企業債が昨年に比べ約2倍の590,000千円の理由は何でしょうか。
	門原 武志	議案第4号 令和8年度愛知中部水道企業団水道事業会計 予算について 《質疑事項》 1 県営水道の受水について 2 水源地環境整備事業費について 《質疑要旨》 1 承認基本給水量の決め方について説明されたい。また 県営水道の料金改正はどのようなか。 2 これまでとの変更点について何う。

第 1 回 定 例 会

(第 1 号)

令和8年第1回愛知中部水道企業団議会定例会

議事日程

令和8年3月6日午後1時30分開会

- 日程第1 企業長あいさつ
- 日程第2 議会運営委員会委員長の報告
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第2号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第3号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第4号 令和8年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について

出席議員（15名）

1番	青木 けんじ	議員	2番	鈴木 智和	議員
3番	こんどう のぶお	議員	4番	武田 治敏	議員
5番	岩 渕 晃久	議員	6番	山田 久美	議員
7番	竹谷 明永	議員	8番	田中 祐二	議員
9番	原口 百合子	議員	10番	富田 えいじ	議員
11番	水野 勝康	議員	12番	わたなべ さつ子	議員
13番	こう田 さとみ	議員	14番	門原 武志	議員
15番	加藤 のぶひさ	議員			

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企業長	佐藤 有美 君	副企業長	小浮 正典 君
副企業長	近藤 裕貴 君	副企業長	小山 祐 君

副 企 業 長	石 橋 直 季 君	局 長	山 田 紀 夫 君
副 局 長	山 田 浩 司 君	次長（管理）	近 藤 隆 徳 君
次長（営業）	谷 澤 英 一 君	専門監兼総務課長	上 村 知 由 君
専門監兼建設課長	川 本 弘 直 君	経営企画課長	川 野 道 広 君
営 業 課 長	弓 矢 太 君	給 水 課 長	鈴 木 広 昌 君
事業推進課長	岡 本 弘 文 君	配 水 課 長	白 井 淳 君

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務部局長 書記	後 藤 章 仁 君	経営企画課課長補佐	鈴 村 勝 也 君
管財検査課課長補佐	成 田 英 哉 君	豊明市下水道課長	青 山 康 徳 君
日進市下水道課長	村 瀬 厚 君	みよし市 都市建設部次長兼下水道課長	舟 橋 伸 幸 君
長久手市 下水道課長	丸 山 賢 一 君	東郷町下水道課長	近 藤 道 明 君

◎開会の宣告

○議長（武田治敏議員） 令和8年第1回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを始め4議案でございます。

慎重なる御審議をいただきますとともに、議会運営に御協力をお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名で、議員定足数に達しております。よって、令和8年第1回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 1時30分）

◎諸般の報告

○議長（武田治敏議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和7年度11月分から令和7年度1月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

◎開議の宣告

○議長（武田治敏議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（武田治敏議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めてまいります。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（武田治敏議員） 日程第1、企業長より御挨拶をお願いいたします。

佐藤有美企業長。

○企業長（佐藤有美君） 開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに、令和8年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本企業団は、地域住民の皆様に24時間365日水道水を安定してお届けする、この当たり前を守るために様々な事業に取り組んでおります。しかしながら、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増し、またこれまで潜在的であった災害や施設の老朽化に伴うリスクは住民生活への多大な影響を伴い、突如として顕在化するケースが増加をしております。

令和7年度におきましては、頻発する地震被害に加え、少雨による渇水が全国各地で問題となっております。

九州地方の筑後川流域では、降水量が過去50年間で最少を記録し、関係するダム貯水率は平年値を大きく下回っております。河川水の流入も期待が乏しいため、今後、水源が確保できるか懸念されるところでございます。

また、愛知県の豊川流域におきましても、関係ダム貯水率が軒並み平年値を大きく下回り、農業用水及び工業用水の取水制限に加え、上水道においても一部地域で減圧給水を実施するなどの節水対応を余儀なくされる状況が続いております。

その一方で、本企業団が主水源とする木曾川水系のダムにおきましては平年並みの貯水率が確保されており、引き続き安定供給が可能な状況となっておりますので、上流域の自然豊かな森林の恵みに改めて感謝の念を抱いているところでございます。

こうした異常気象などへの対応も意識しつつ、管路耐震化や老朽管更新などといった各種事業に対しましては、これまで以上に緊張感を持って取り組んでいく所存でございます。

このような状況を踏まえ、令和8年度予算は、改訂版第3次アクア・シンフォニー計画の着実な実施を念頭に置き、優先すべき事業に対し、予算を重点的かつ効率的に配分して編成させていただきました。

本定例会で御審議いただく案件は、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを始め4議案でございます。

慎重なる審議をしていただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（武田治敏議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

13番、こう田さとみ議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（こう田さとみ議員） では、議長より御指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして御報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、2月18日午後1時30分及び本日の午後1時15分より委員会を開催いたしました。

2月18日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせをしておりますので、主なもののみ御報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第1号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを始め4件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一問一答方式で1名、議案質疑につきましては4名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は制限を設けず、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案1人15分以内として、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

議事進行に格別の御協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（武田治敏議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、2番、鈴木智和議員及び8番、田中祐二議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（武田治敏議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（武田治敏議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、発言を許します。

14番、門原武志議員。

○14番（門原武志議員） 14番、門原武志です。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく2つ、水道事業の広域化についてということと下水道事業との一体化ということでございます。

まず最初、参りますけれども、愛知県水道広域化推進プラン、この文書は2023年4月策定のものでございますけれども、中期的取組として経営の一体化を進めるとされています。一方、こちらの第3次アクア・シンフォニー計画では、事業統合による広域化にとらわれずとあります。広域化の検討状況について伺います。

○議長（武田治敏議員） 門原議員の質問に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

広域化の検討状況についてでございますが、本企業団においては、現時点では経営の一体化を見据えたような広域化の検討は行っておりませんが、愛知県水道広域化推進プランで定

められた管理の一体化の取組として、東尾張ブロック北部地域を構成する瀬戸市、尾張旭市、本企業団との間で緊急用資材の共有について調整を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 御説明ありがとうございます。

昨年12月26日に設立されました矢作川流域上下水道広域連携協議会には、企業団が給水していますみよし市も参加しました。みよし市が企業団との関係を今後どうするのか、聞いていることはありますか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 現時点ではございませんが、今後、協議会での検討が進む中で、みよし市からの情報提供や相談を受けるといったことは想定されると考えております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） この水道企業団の枠組みは当面変わる可能性はないというふうに私は解釈いたしました。引き続き注視していきたいと思っております。

次に、県水道広域化推進プランの施設共同化について伺います。

まず最初に、企業団は県の施設である浄水場から給水されています。浄水場から企業団の施設まで水を運ぶ施設のうち、県の施設と企業団の施設はどのように分けられているのでしょうか。現状のようになった経緯について、伺います。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 県の施設である広域調整池や浄水場から企業団の施設である配水場、受水場まで水を運ぶ送水管、さらに配水場や受水場の敷地内に県水の受水量を計量するため設置してあるメータまでが県の施設となり、このメータよりも下流側が企業団の施設となります。

また、こうした県が市町村への水の供給を行い、市町村がお客様に水を供給するというような運用となった経緯でございますが、企業団発足前のことですので詳細な経緯は分かりかねますが、当時は市町村単位で浄水から配水まで行っていたところを、県が浄水及び用水供給事業を行うようになった際に、このような運用になったと聞いております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 経緯が分かりました。

この件について最後に、施設共同化について検討課題はありますでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 愛知県の示す施設共同化の定義は、県と各市町、企業団等の間における水道施設の共同設置等となっておりましたが、県と本企業団の施設に関する共同化は実現が難しいとの結論が出ており、本企業団におきましては施設共同化についての検討課題はございません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 御答弁ありがとうございます。

次のテーマに移ってまいります。

下水道事業との一体化についてでございます。

上下水道事業の一体化について、県からの働きかけなどはあるでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 矢作川流域上下水道広域連絡協議会の前身である準備会への参画照会が県からございましたが、みよし市を含む4市1町の水道事業を一体として担っている本企業団としての関わり方が示されなかったことから参画は見送り、準備会にはオブザーバーとして関わったという経過がございます。オブザーバーから外れて以降は県からの働きかけはございません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） ここの愛知中部水道企業団は、管内市町の下水道料金徴収事務で連携していると私は理解しているんですが、このほかにも連携していることや今後検討することはあるでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 現時点では下水道事業との連携や検討について行っているものはございません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 今までの答弁で聞くまでもないかとは思いますが、念のために最後にお伺いします。

下水道事業との一体化についての方向性について、改めて伺います。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 現時点では一体化に関する方向性は定めておりません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、14番、門原武志議員の一般質問を終わります。
以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武田治敏議員） 日程第6、議案第1号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。

議案第1号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改めるためでございます。

改正の内容といたしましては、条例第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当」を加え、第8条で「従前の初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に名称を改め、第8条の2として、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補てんするための措置として「第二種初任給調整手当」を新設するものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号について質疑の通告がありますので、発言を許します。

6番、山田久美議員。

○6番（山田久美議員） 6番、山田久美です。

質疑させていただきます。

今回のこの一般職の職員の給与に関する法律の一部改正についてですけれども、この第二種初任給調整手当の支給対象となる職員はおられますか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

第二種初任給調整手当の支給対象となる職員でございますが、対象となる職員はおりません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 確認をさせてください。

会計年度任用職員は、これは該当されないのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 再質疑についてお答えさせていただきます。

会計年度任用職員も該当しないかについてでございますが、該当する職員はおりません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、6番、山田久美議員の質疑を終わります。

以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武田治敏議員） 日程第7、議案第2号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 営業担当次長の谷澤でございます。よろしくお願いいたします。

議案第2号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、災害等の宅内配管復旧に対応する業者を確保するため、給水条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、給水条例第6条第1項にただし書を加え、災害その他非常の場合において、企業長がほかの水道事業者又はほかの水道事業者が指定した給水装置工事業者に給水装置工事を施工させることができることとするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第2号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

6番、山田久美議員。

○6番（山田久美議員） 6番、山田久美。

第6条第1項のただし書を加える内容についての質疑をさせていただきます。

災害その他非常の場合において、企業長がほかの水道事業者又はほかの水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施工させる必要があると認めるとありますけれども、これはほかの地域の業者が屋内修理工事を施工した場合、本企业団への報告等の提出はするのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 山田議員の質疑に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 営業担当次長の谷澤でございます。

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

災害その他の非常の場合において、ほかの地域の業者が屋内修理工事を施工した場合につきましては、詳細な運用が決まっておりませんので、今後、被災地等ほかの水道事業者の動向を調査してまいります。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、6番、山田久美議員の質疑を終わります。

続きまして、3番、こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） それでは、議案第2号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてです。

質問としては、現状の指定給水装置工事事業者は何社ありますか。また、災害時に屋内配管工事を施工する業者はどのようなことを想定していますか。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員の質疑に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 営業担当次長の谷澤でございます。

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

現状の指定給水装置事業者でございますが、令和8年3月1日時点での事業者数は全体で285社でございます。

災害時に屋内配管工事を施工する業者はどのような想定をしていますかでございますが、本企業団が指定した業者による対応を想定しておりますが、業者自身が被災したことにより業者の確保が困難と判断されるときには、ほかの水道事業者が指定した業者による工事を想定しております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 再質問なんですけど、先ほどでなかなかちょっとまだまだ分からないような状況があるようなことを思いますが、分かる範囲でちょっとお答えいただければ結構です。

この条例改正に伴い、どれぐらいの事業者が見込めるということですか。

2番目としては、事業者をどのように登録、確保していくのでしょうか。

3番目は、災害時に圧倒的に屋内配管復旧の業者が少ないと思われませんが、復旧の優先順位とかは誰がどのように決めていくのでしょうか。

あと、災害時の工事業者の地域分担とか役割分担が明確になって、早期復旧ができる体制になっていくということの認識でよろしいでしょうか。

最後に、これは災害時のとき、屋内配管復旧、これの窓口は全て中部水道企業団になるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（武田治敏議員） 近藤議員の再質疑に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

事業者の見込みですけれども、うちの指定給水装置事業者は全部で285と先ほどお答えさせていただきましたけれども、全国の指定給水装置事業者につきましては、日本水道協会等に確認しましたけれども、全体の事業者数は把握されておりませんでしたので、ここにつ

いては不明でございます。

あと、確保とか、また窓口の対応業務とかそのほかの御質問のことに关しましては、何分にもまだ詳細が決まっておられませんので、今後、調査等を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、3番、こんどうのぶお議員の質疑を終わります。

以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武田治敏議員） 日程第8、議案第3号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。よろしくお願いたします。

議案第3号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、当初予算第4条の資本的収入の補正を行うものでございます。

資本的収入の補正でございますが、国土交通省、社会資本整備総合交付金要綱に基づく補

助金を追加要望したところ認められ、1,142万3,000円が交付決定されたため、同額を増額補正するものでございます。これに合わせまして、資本的収支の不足分の補てん財源についても改めるものでございます。

内容について御説明させていただきたいと思いますので、お手元の補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条、資本的収入及び支出の補正といたしまして、第1款資本的収入を1,142万3,000円増額し、11億563万9,000円とするもので、内容は、第2項、国庫補助金を同額の1,142万3,000円増額し、3,432万1,000円とするものでございます。

また、これに伴いまして、当初予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32億5,105万9,000円は、減債積立金900万円、建設改良積立金1億6,652万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億3,772万3,000円、過年度分損益勘定留保資金11億7,641万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金16億6,138万9,000円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

令和8年3月6日提出。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(武田治敏議員) 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第3号について質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番、門原武志議員。

○14番(門原武志議員) 14番、門原武志でございます。

それでは、議案第3号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について伺います。

国庫補助金の増額の背景ということで、ほとんど今説明があったとおりでございますけれども、何分同じようなものが12月議会に減額補正がありましたもので、お伺いいたします。

○議長(武田治敏議員) 門原議員の質疑に対する答弁者、山田副局長。

○副局長(山田浩司君) 副局長の山田です。よろしくお願いいたします。

国庫補助金の増額の背景についてでございますが、国から国の補正予算要求に伴う令和7年度追加執行可能額の調査が令和7年9月10日にございまして、これに対しまして社会資本整備総合交付金として1,857万4,000円を可能額として要望いたしましたところ、

国の補正予算成立に伴い、同年12月17日に1,142万3,000円の交付決定がされたことにより増額するものです。以上です。

○議長（武田治敏議員） これにて、14番、門原武志議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武田治敏議員） 日程第9、議案第4号 令和8年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。よろしく願いいたします。

議案第4号 令和8年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について御説明いたします。

お手元の令和8年度予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は総則でございます。

次に、第2条は、予算の基本となります業務の予定量でございます。給水戸数は14万4,500戸、年間の総給水量は3,470万7,000立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業としまして39億4,369万1,000円で、第2次水道施設整備計画に基づく老朽管路更新事業、基幹管路及び重要給水施設管路の耐震化事業等を実施す

る予定でございます。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入といたしまして、第1款の水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までを合わせまして90億4,029万円で、対前年度7.0%、5億8,908万4,000円の増でございます。

次に、支出といたしまして、第1款の水道事業費用は、第1項の営業費用から第3項の特別損失までを合わせまして72億7,724万3,000円で、対前年度6.0%、4億992万4,000円の増でございます。

次に、第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入といたしまして、第1款の資本的収入は、第1項の企業債から第4項の固定資産売却代金までを合わせまして12億4,338万2,000円で、対前年度11.0%、1億2,289万4,000円の増でございます。

次に、2ページの支出でございますが、第1款の資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の補助金返還金までを合わせまして43億2,805万2,000円で、対前年度、マイナス0.7%、2,864万6,000円の減でございます。

従いまして、収入から支出を差し引きますと、1ページの方に戻りまして、1ページの第4条の本文1行目の括弧書に記載してありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30億8,467万円は、減債積立金300万円、建設改良積立金4,416万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億5,001万2,000円、過年度分損益勘定留保資金11億2,615万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金16億6,133万7,000円で補てんするものでございます。

また、2ページの方に戻りまして、第5条は、債務負担行為で、令和9年度までの老朽管路更新工事として限度額を3億4,773万2,000円、令和9年度から令和10年度までの老朽管路更新工事として限度額を18億3,640万6,000円、令和9年度までの配水区再編工事として限度額を7,871万6,000円、令和9年度から令和11年度までの漏水調査業務委託として限度額を286万円、令和9年度から令和13年度までの水道施設維持管理業務委託として限度額を3億8,595万7,000円と定めるものでございます。

第6条は、企業債で、第2次水道施設整備計画に伴うものでございまして、限度額を5億9,000万円と定めるものでございます。起債の方法につきましては証書借入とし、利率につきましては6.0%以内で借入れをするものでございます。

第7条は、予定支出の各項目の経費の金額の流用で、流用することができる場合を、営業費用、営業外費用及び特別損失の間に限ると定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給与費10億3,000万6,000円と交際費20万円を定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金で、構成市町の一般会計から補助を受ける金額を9,106万4,000円と定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産購入限度額で、限度額を6,016万円と定めるものでございます。

第11条は、重要な資産の取得で、取得する資産をガスクロマトグラフ質量分析装置更新一式とするものでございます。

令和8年3月6日提出。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第4号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

12番、わたなべさつ子議員。

○12番（わたなべさつ子議員） 12番、わたなべさつ子です。

私は、令和8年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算についてお尋ねいたします。

質疑事項については、配水補助管助成金制度についてです。

この質疑を行うのは、井戸枯れにより毎日の食事の片づけも滞っているという市民からの相談があってお尋ねするものです。

質疑要旨としては、1、当初予算説明資料5ページのⅡ、お客様との連携の促進に配水助成金制度の継続とあるがどのようなものですか、お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員の質疑に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 営業担当次長の谷澤でございます。

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

1点目の配水補助管助成金制度でございますが、配水管の未整備地区において給水申込みがあり、新設の配水管の布設又は口径50ミリメートル未満の配水管を口径50ミリメートル以上の配水管に布設替えする場合に、助成金適用条件により工事費の一部を助成する制度でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員。

○12番（わたなべさつ子議員） それでは、2点目として、対象となる申請件数は年間どの

くらいあるでしょうか、お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員の再質疑に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 申請件数でございますが、令和6年度は20件、令和7年度は12月末時点で16件、令和8年度では24件を予定しております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、12番、わたなべさつ子議員の質疑を終わります。

続きまして、3番、こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） こんどうのぶおです。

議案第4号 令和8年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について、1つずつ行きます。

1つ目、令和8年度から第3次アクア・シンフォニー計画がスタートします。柔軟で持続可能な経営、将来にわたり安定的な水道サービスを提供し続けるために、来年度の経費節減、業務の効率化の徹底とあります。具体的には何を行うのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） まとめてお願いします。

○3番（こんどうのぶお議員） まとめて、すみません。全部で5点ですね。

2番目に行きます。

南海トラフの震度予想の変更があり、豊明市においても来年度、防災計画の見直しがあります。豊明市は一部震度7が予想されるようです。一番のインフラである水の基幹管路等耐震管路の更新計画の検討はしなくてもよいのでしょうか。

3番目です。みよし市の基本料金免除の理由、期間、なぜ他の自治体と統一しないのか、企業長、副企業長での話し合いはありましたでしょうか。

4番目、消火栓の維持管理負担金が約倍増しております。その理由は何でしょうか。

最後に5番目、企業債が昨年に比べ約2倍、5億9,000万円のこの理由は何でしょうか。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、1点目と5点目についてお答えさせていただきます。

1点目の来年度に行う経費節減、業務効率化の徹底は具体的に何を行うかについてでございますが、経費節減につきましては、ペーパーレス化の推進による紙の削減を始め、購入必要数の見直しによる備用品費の削減、水質検査の一部を自己検査から委託検査に切替え、水

質試験機器の保守点検費を抑えるなど、経費節減に取り組んでまいります。

業務効率化につきましては、管理用地において防草シートを敷設し、将来的な費用を削減する効果を見込むとともに、これに係る業務を効率化するなどの取組を進めてまいります。

次に、5点目の企業債が昨年に比べ約2倍である理由は何かについてでございますが、起債対象工事が増加したことが理由でございます。

なお、令和8年度の企業債借入額につきましては、今般の料金改定に当たり策定した令和12年度までの財政計画に基づくものとなっており、財政計画どおりの借入額でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田副局長。

○副局長（山田浩司君） 副局長の山田です。

私からは、2点目と4点目についてお答えをさせていただきます。

2点目の基幹管路等耐震管路の更新計画の検討についてでございますが、令和8年度から第2次水道施設整備計画改訂版による基幹管路の更新を含めた管路更新等の計画が始まります。基幹管路の耐震化につきましても計画を基本に事業を進めてまいります。今までと同様、計画の進捗に伴い、随時内容については検討の方をさせていただきます。

続きまして、4点目です。4点目の消火栓の維持管理負担金が約倍増の理由についてでございますが、消火栓の維持管理負担金は、消火栓の修繕、それから取替えに要した費用を市町に負担いただくもので、令和8年度は令和6年度に実施した分で143件、令和7年度は令和5年度に実施した分で70件と実施件数が異なるためです。以上です。

○議長（武田治敏議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 営業担当次長の谷澤でございます。

私からは、3点目についてお答えさせていただきます。

3点目のみよし市の基本料金免除でございますが、基本料金免除の理由につきましては、みよし市の令和8年第1回臨時会で議決されました物価高騰対策支援水道基本料免除事業により依頼があったからでございます。期間につきましては、令和8年6月及び7月請求分のおおの2か月です。

次に、なぜほかの自治体と統一しないのか、企業長、副企業長での話し合いはありましたかにつきましては、みよし市から市の施策ということで実施したいという依頼がありまして、それを受けまして正副企業長会議の中です承されたものでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） ありがとうございます。

それでは、再質問ということでさせていただきます。

1番の具体的な何をやるかということで、ペーパーレス化とか自己検査、防草シート、徹底してやるということで、それらの具体的な数値目標とかはあるのでしょうか。

2番目です。2番目の豊明だけではなく、他市町も想定震災規模が拡大し、影響があると思います。そのときに中水におきまして震災時の水道管等の破裂状況、そういったものはつかんでいますか。また、対応マニュアルとか計画はございますでしょうか。

3番目のみよし市の基本料金免除ということで、これに伴うシステム変更の費用というのは発生しているのでしょうか。また、これを全市町で行った場合にもシステム変更の負担額は同じようになるのでしょうか。

4番目の消火栓なんですけど、145件ということなんですけど、これは撤去、移設、何が多いのでしょうか。あとは、特定の地域が多いのでしょうか。

最後に5番目の企業債なんですけど、起債対象工事が増えたということなんですけど、この企業債の借入れの基準とか手順、これはどのように決めていますかということです。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員の再質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 再質疑について、私の方から1点目と5点目の再質疑についてお答えさせていただきます。

まず、1点目ですけれど、経費節減について幾らぐらいの削減が見込めるかについてでございますが、令和8年度予算において集計した削減額につきましては、収益的支出においては約400万円、資本的支出においては他事業工事との調整などにより約2,600万円が削減できる見込みでございます。こうした数値の中には、先ほど答弁で申し上げましたペーパーレス化などといったものが含まれたものでございます。

なお、令和8年度以前の経営努力により将来にわたる削減が可能と見込まれた金額につきましては、こちらには含んでおりません。

そして、もう一つ、5点目ですが、企業債の借入先等の事務手順ということで答弁をさせていただきます。

企業債の借入れは、総務省告示の地方債同意等基準に即し、行うものとなります。借入先決定までの流れといたしましては、制度上借入れを行うことができる選択肢の中から本企業団が選択し、愛知県から同意を得た後に決定となります。本企業団におきましては、金利水

準や実績などから公的資金を選択しております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田副局長。

○副局長（山田浩司君） 私からは、2番目と4番目について答弁をさせていただきたいと思
います。

地震防災の方ですが、地震防災の方、現在、地震防災対策実施計画の見直しを今行ってお
る段階でして、当然、他市町だとか県、それから国の動向を踏まえて、また災害の状況だと
か、そういったものを把握しながらまた計画の方はつくってまいりたいと思います。

それから、4番目の消火栓の維持管理負担金の方ですけれども、一応、点検業務と敷設業
務、それから取替業務というのがございまして、それぞれ毎年ちょっと市町で変動するもの
ですから、どこがどの程度多いというのは、すみません、この段階では差し控えの方をさせ
ていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（武田治敏議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 3点目の再質問についてお答えさせていただきます。

今回、みよし市の基本料金免除に係る水道料金システムの改修費でございますけれども、
税込み149万6,000円となっております。全市町の場合につきましては、こちらの方、
ちょっと試算しておりませんので分かりませんので、よろしく願いをいたします。以上で
ございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、3番、こんどうのぶお議員の質疑を終わります。

続きまして、14番、門原武志議員。

○14番（門原武志議員） 14番、門原でございます。

私も議案第4号について2点伺ってまいります。

まず、県営水道の受水について伺いますけれども、承認基本給水量の決め方について説明
してください。また、県営水道の料金改正はどのようでしょうか。

2つ目ですけれども、水源地環境整備事業費についてでございますが、これまでとの変更
点について伺います。

○議長（武田治敏議員） 門原議員の質疑に対する答弁者、山田副局長。

○副局長（山田浩司君） 副局長の山田です。

1点目は、私からお答えをします。

承認基本給水量の決め方についてでございますが、1日平均配水量から1日最大配水量を

求め、自己水源の取水量を減じた量が承認基本給水量となりますが、過去3年間の県水最大受水量を下回ることができない等、愛知県の供給規定により令和8年度の承認基本給水量は1日当たり10万2,500立方メートルで給水申込みを行っております。

また、県営水道の料金改定についてでございますが、2段階目の引上げといたしまして、令和8年4月1日から使用料金が1立方メートル当たり28円から32円に引き上げられます。以上です。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。

私から、2点目の水源地環境整備事業費におけるこれまでとの変更点についてお答えいたします。

木曾川水源の森森林整備事業につきましては、令和8年度において大きな変更点はございません。また、矢作川水源の森森林整備事業につきましては、豊田市財産区との協定が令和7年度に終了するため、令和8年度以降の事業は新たに豊田市と協定を締結し、水源地域の民有林の整備を進める予定としております。

なお、民有林の整備に当たっては、豊田市が間伐補助する民有林に対する森林整備事業に同調する形で豊田市が補助する施業区域とは別に、本企業団の予算上限額300万円の範囲内で実施可能な施業区域を確保し、整備を進める予定でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 2つ目の水源地環境整備事業費について、豊田市に変わるということで、これは大きな変化かなというふうに思いました。

念のために伺いますけれども、豊田市の方の財源の中に、水道企業団が去年の6月までで廃止した1立方メートル当たり1円のそういった財源、そういったもの、その基金が財源になっておるわけなんですけれども、豊田市においても同様の財源というのはあるんでしょうか。また、徴収を続けているのかどうか、そういったことも分かれば、お願いします。

○議長（武田治敏議員） 門原議員の再質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 再質疑についてお答えさせていただきます。

豊田市では基金の徴収を継続しているかについてでございますが、豊田市に確認したところ、現在も基金の徴収を継続しているとのことでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、14番、門原武志議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 今年度より平均20.7%の水道料金の改定となりました。

市民の暮らしはより厳しい状況になっております。近々に近づく大地震南海トラフに対する備えの検討、対策をしっかりとっていただきたいと思います。

全管路の耐震適合率、今年度にしても、来年度ですか、僅か36.9%にしかならず、また管路の更新率も毎年僅か1%の予定であります。事業の重要性、緊急性、実効性の判断を誤らないように努めていただきたいと思います。

今回の予算編成方針に記載されている経費節減、業務の効率化の徹底、3,000万ということであります。これに限らず、入札方法などの改善、更に大きな削減を目標にしてください、達成できるように一丸となっていきたいと思います。

このような点を指摘して、賛成といたします。

○議長（武田治敏議員） 他に討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任されたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（武田治敏議員） それでは、企業長より御挨拶をお願いいたします。

佐藤有美企業長。

○企業長（佐藤有美君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日上程いたしました議案につきましては、慎重なる御審議を賜り、原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

令和8年度におきましても、いつも安心、安全で将来にわたり安定的に供給できる水道システムの実現に向けて引き続き経営努力と事務改善に努め、効率的な事業運営を推進していくとともに、老朽管路の更新を始めとした各種事業を合理的かつ効果的に実施するよう、職員一同、一層の努力をしてまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

議員各位におかれましては、なお一層の御指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、更なる御活躍をお祈り申し上げ、閉会の御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（武田治敏議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（武田治敏議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和8年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時29分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和8年 3月 6日

議 長 武 田 治 敏

署 名 議 員 鈴 木 智 和

署 名 議 員 田 中 祐 二